

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止 (1) 自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、平成 23 年6月に世界自然遺産に登録される前から、豊かで貴重な自然環境の保全のため、行政機関・関係団体等による自主ルールの実用や、南鳥及び母島石門一帯における東京都版エコツアーシステムの実施等により、自然環境の適正な利用と保護の取組を推進している。

また、国や都、小笠原村、NPO、関係団体、住民等の協力を挙げて、外来種対策や植生回復事業など、自然環境の保全・再生事業の取組を行った結果、平成 26 年 5 月には、塚島において軌後初めてアホウドリの可能性の高いヒナを確認するなど、一定の成果も見られている。

一方で、平成 25 年3月には、父島・母島でしか生息が確認されていなかった特定外来生物であるグリーンアノールが発見され、行政機関や関係団体の強力な連携により緊急対策を実施している。



アホウドリのヒナ (塚島)



グリーンアノール (特定外来生物)

現状と課題

- 兄島へのグリーンアノールの侵入をはじめ、自然環境保全上の重要地域に、新たな外来生物が侵入・拡散するリスクが依然として高い。小笠原諸島の自然的価値を損なう最大の脅威は外来生物であり、継続的な外来種対策が必要である。
- 外来種対策の継続は、世界遺産委員会からの要請事項であり、既に侵入している外来生物と在来生物が複雑な相互関係を形成している。このため、外来種対策に伴う生態系の変化などを推定しながら、継続的・順応的な生態系保全管理と計画的な取組が必要となっている。
- 自然保護地域と集落地域とが隣接している父島・母島では、住民生活と自然環境は密接な関係にあり、人と自然環境の共生が求められている。

今後5年間の取組

- 小笠原諸島の優れた自然景観及び世界的にも貴重な自然環境、海洋島の特異な生態系を守るため、生息・生育する固有動植物の保全や植生回復等に取り組むほか、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業を行う。【都】
- 唯一父島に生息するノヤシの排除は、外来植物の増加抑制への対策を講じながら、善美に実施していく。
- また、グリーンアノール対策については、環境省、林野庁、都、小笠原村など関係機関と調整し、適切な役割分担のもと、効率的に進めていく。【都・村】
- 自然環境を保全するための外来種対策等について、行政機関、NPO、住民等と連携・協力を強化し、引き続き各種事業を実施する。
- また、外来種の侵入・拡散を防ぐため、適切な処置を図るとともに、保全管理に関する普及啓発や学習機会を提供するなど環境教育の充実を図り、住民や来島者の自然保護の意識を高める。【都・村】
- 自然環境の保全と利用との両立を図るため、住民や来島者などに知する利用マナーの普及啓発に取り組むとともに、ルールに基づく利用の徹底や自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等に引き続き取り組む。【都・村】

年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
固有動植物の保全・再生	継続				
外来種対策等	継続				
利用マナーの普及啓発	継続				

コラム：外来生物と在来生物との複雑な相互関係

～ノコ・ネズミ・ハトの実物運搬～

外来種対策の取組による生態系の変化を捉え、順応的に事業を進める必要がある。例えば、ノコ(野生化したノコ)はアカカガシラカラアハト(以下「ハト」という。)などの鳥類やクマズミなどネズミ類(以下「ネズミ」という。)を食している。ノコの排除が進むとハトの生息状況が改善するが、ネズミも増える。ハトとネズミは植物の種子を巡り競合関係にあり、ネズミはハトの卵やヒナを食べる捕食者でもある。

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止 (2) 自然公園

小笠原諸島は、優れた自然の景観と特異な生態系を持ち、集落地域、農業地域以外の大部分が自然公園のうち国立公園に指定されている。自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としたものであり、小笠原国立公園は昭和47年に指定された。

小笠原国立公園においては、公園計画に基づき、次の2点に重点を置き整備を進めている。

- ① 小笠原諸島の優れた自然景観を保全し、固有動植物の保全を図るなど、自然の保護及び適正な利用の両立を図る。
- ② 老朽化した施設の適正な更新を行うことで、観光客を含めた利便性の向上及び安全の確保を図る。

それらにより、世界自然遺産登録やエコツアーの推進により増加する観光客に配慮した施設設置等を実施した。

現状と課題

- 整備に当たっては、自然の保護及び適正な利用の推進の観点から、国や村など関係機関と連携を図っていく必要がある。
- 公園施設の整備・更新について、「小笠原(父島・母島)における景観に配慮した公共施設整備指針」(平成20年7月都市整備局)に基づき引き続き実施する必要がある。

今後5年間の取組

- 自然公園の整備に当たっては、自然の保護と適正な利用の推進との両立を図る観点から、各団体等と意見交換会を通じて情報提供・調整を図りながら進めていく。【都】
- 「小笠原(父島・母島)における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、I. 自然環境と共生した景観づくり、II. 眺望に配慮した景観づくり、III. 小笠原の振興に資する景観づくり、IV. 小笠原の穏やかな時の流れを感じる景観づくり、を基本方針とした整備を今後も引き続き進めていく。【都】

年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
自然公園の整備	継続				



三日月山展望台(父島)

(通称:ウエスターショーン)



鵜池(南島)

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止 (3) 都市公園

整備に当たっては、住民の憩いの広場として、更には観光客の利用拠点としての場を提供していくよう、自然公園との連携を図りながら進めてきている。

大神山公園においては、来園者に対する小笠原諸島の自然アプローチとしての亜熱帯景観や住民の日常的な散策の場を提供するとともに、自然公園と同様に、世界自然遺産登録やエコツアーの推進により増加する観光客へ配慮して整備を進めてきている。

現状と課題

- 整備に当たっては、外来種対策を実施するとともに、景観に配慮する必要がある。

今後5年間の取組

- 外来種の駆除を効果的に行うなど、生態系の維持に配慮しながら小笠原諸島固有の植物が生育できる環境づくりを目指し、各団体と意見交換会を行い情報提供・調整を図りながら整備を進める。
- また、「小笠原(父島・母島)における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、引き続き事業を実施していく。【都】

年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
都市公園の整備	継続				



大神山公園:大神山地区



大神山公園:大村中央地区